

県産材の利用に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、株式会社ゴールドウイン（以下「甲」という。）、砺波地区木材組合（以下「乙」という。）及び南砺市（以下「丙」という。）、富山県（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第3条に規定する「建築物における県産材の利用の促進に関する構想」について、甲、乙及び丙、丁が連携・協力することにより、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「県産材」とは、富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材をいう。ただし、県内ではできない加工を要する場合はこの限りではない。

（甲及び乙による建築物における県産材の利用の促進に関する構想）

第3条 甲及び乙による建築物における県産材の利用の促進に関する構想

(1) 甲は、2027年に富山県南砺市桜ヶ池周辺エリアで開園を予定している「PLAY EARTH PARK NATURING FOREST」を建設するにあたり、県産材を活用することにより富山県林業の振興に貢献をしていく。また富山県産のFSC認証木材の活用を心掛け、富山県が目指す人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会に貢献していく。

(2) 乙は、甲による「PLAY EARTH PARK NATURING FOREST」を建設するにあたり、木材利用を促進するため県産材の安定供給を行うとともに、富山県が目指す人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会の実現に貢献していく。

（甲及び乙の構想の達成に向けた取組の内容）

第4条 甲及び乙の構想の達成に向けた取組は次のとおりとする。

(1) 甲は、2027年に富山県南砺市桜ヶ池周辺エリアで開園を予定している「PLAY EARTH PARK NATURING FOREST」を建設するにあたり、建築物の構造や内装、什器等の備品類に県産材を活用する。また使用木材については、富山県産のFSC認証木材の活用を心掛け、国際的な環境認証の取得を目指す。

(2) 乙は、甲による「PLAY EARTH PARK NATURING FOREST」を建設するにあたり、あらかじめ組合員を中心とする伐採～製材・加工の供給体制を整え、施設等の建設で求められる品質や量の合法伐採木材、FSC認証木材を適時に供給するよう努める。地元の方で「伐って、使って、植えて、育てる」を形作り、移動距離の少ない県産材の力でカーボンニュートラルを実現する。

(3) 甲及び乙は、丙及び丁と連携して、県産材を含む木材利用の意義やメリット等について、幅広い機会やメディアを利用し、積極的に情報を発信する。

（甲及び乙の構想を達成するための丙及び丁による支援）

第5条 丙及び丁は、甲及び乙の構想の達成に向け、甲及び乙に対し、技術的助言や木材調達等の情報支援を行うとともに、本協定に基づく甲及び乙の取組を優良事例として積極的に広報する。

（構想の対象区域）

第6条 本構想の対象区域は富山県とする。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和10年3月31日までとする。

（その他）

第8条 甲及び乙は、丙及び丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況報告に協力するものとする。

2 甲、乙及び丙、丁は、この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙、丁が記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和6年12月26日

甲 株式会社ゴールドウイン
代表取締役社長 渡辺 貴生



乙 砺波地区木材組合
組合長 澤田 喜朗



丙 南 砺 市 長
田中 幹夫



丁 富 山 県 知 事
新田 八朗

